

別居監護申立書

令和 年 月 日

(あて先) 美唄市長

申立人
(請求者・受給者)

住 所 美唄市

氏 名

私は、下記の児童と別居しておりますが、次のとおり児童を監護（児童の生活について通常必要とされる監督保護）し、かつ、生計を同一にしていることを申し立てます。また、他の市区町村で下記の児童に関する児童手当を受給している者はありません。

1 別居している児童（22歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）

児童氏名及び生年月日	個人番号	続柄	住所及び別居開始日
平成・令和 年 月 日生			令和 年 月 日 別居開始
平成・令和 年 月 日生			令和 年 月 日 別居開始
平成・令和 年 月 日生			令和 年 月 日 別居開始
平成・令和 年 月 日生			令和 年 月 日 別居開始

※ 別居している児童の住所地が美唄市外の場合は、児童の属する世帯全員の住民票（本籍・続柄・個人番号が記載されているもの）を合わせて提出してください。

2 別居の理由（該当する事項を○で囲んでください。）

- ア 申立人の仕事の都合（単身赴任等）
イ 児童の保育所・幼稚園・学校等への通園・通学の都合
ウ その他 ※理由を以下に詳しく記入してください。

3 監護・生計の状況（次の事項について記入、または、○で囲んでください。）

面会等の頻度	面会（ 回程度/月） 電話・メール連絡（ 回程度/月）
生活費の送金	有 ・ 無
健康保険の扶養	申立人の扶養 ・ 配偶者の扶養 ・ その他（ ）
税法上の扶養	申立人の扶養 ・ 配偶者の扶養 ・ その他（ ）

【留意事項】

児童と別居している理由について

1 父または母の仕事の都合や児童の通園・通学の都合、里帰り出産で別居した場合

⇒ 児童の生計維持の程度の高い方が、手当を受給することになります。（父母の所得の状況、健康保険の扶養の状況、税法上の扶養の状況などから生計維持の高い方を判定します。）

2 児童が児童福祉施設等に入所、または、里親に委託され別居した場合

⇒ 父母の監護・生計の状況に関わらず、原則として（※）、施設の設置者、里親が手当を受給することになりますので、児童手当受給事由消滅届の提出が必要です。

※施設入所、里親への委託期間が2か月以内の短期入所の場合は、引き続き父母が受給者となります。

3 離婚協議中で別居している場合

⇒ 児童の生計維持の程度に関わらず、児童と同居している方が、手当を受給することになります。別居している父または母が、現受給者である場合は、手続きが必要となりますので、児童手当担当窓口へご来庁ください。